

『北陸大学紀要』の投稿に関する申し合わせ事項

(目的)

第1条 この投稿細則は、北陸大学紀要刊行規程第5条（以下「規程」という。）に基づき、「北陸大学紀要」（以下「紀要」という。）の投稿に関して必要な事項を定める。

(投稿者の資格)

第2条 投稿者は、本学の教員に限る。ただし、次の場合はその限りでない。

- 1 非常勤講師の場合。
- 2 在職時、または在学時の共同研究の場合。ただし、その場合は本学教員が責任著者であること。また、その旨を注記し、在職時、または在学時の所属名を記載する。
- 3 紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合。

(論文の種類)

第3条 論文の種類は、次のとおりとする。

1 種類

- (1) 総説
- (2) 原著論文（独創的な研究によって得られた未発表論文とする。）
- (3) 研究ノート
- (4) 調査研究
- (5) 書評
- (6) 資料解説
- (7) 研究展望
- (8) 最終講義
- (9) 学術図書出版助成を受けた著書の書評
- (10) 外国学会発表助成を受けて海外の学会で発表を行った外国学会発表報告
- (11) 自著を振り返る
- (12) その他

(論文の形態と文字数)

第4条 論文の形態と文字数は、次のとおりとする。

1 形態

- (1) 本文の言語は、日本語、欧米語及び中国語とする。
- (2) 英文以外の論文については、英文題目を付するものとする。
- (3) 原則として、本文の前に、200ワード以内の英文アブストラクトを付するものとする。

2 文字数

- (1) 日本語及び中国語の場合は、1編の本文（図表・写真及び註記を含む）は、24000字以内を原則とする。
- (2) 欧文論文の場合は、8000ワード（48000字）以内を原則とする。

（投稿申し込み及び投稿論文）

第5条 投稿者は、所定の用紙により委員会が指定する期日までに申し込むものとする。

査読の対象となる原稿は、原著論文とする。

- 2 投稿者が「査読」を希望した投稿論文については、査読の対象とする。
- 3 投稿論文は電子データによるものとし、併せて A4 判の白地用紙に印刷したものを提出することとする。

（論文の受付及び採否）

第6条 論文の受付期間は、委員会が決定した期間とする。

- 2 「査読対象」の有無に関わらず、紀要掲載の可否は、委員会が決定する。また、委員会は、論文について修正を求めることがある。
- 3 論文は、投稿後、委員会の承認なしに加筆・修正を行ってはならない。
- 4 「査読対象」の論文については、査読者は1論文につき原則2名とする。委員会が選定した本学教員、または外部査読者による査読がある。査読の結果、掲載しないことがある。
- 5 「査読対象外」の論文については、委員会にて本学の紀要に相応しいかどうかの審議を行い、審議の結果、掲載しないことがある。なお、校正は委員会が依頼した本学教員が行う。
- 6 投稿者が委員会に投稿論文を「提出」した日を投稿日とし、委員会が、「掲載可」を決定した日を受理日とする。

（著者最終校正）

第7条 最終校正は、著者が行い、1回限りとする。

（著作権）

第8条 紀要に掲載された論文の著作権は、原則として著者本人に帰属する。

- 2 委員会は、紀要掲載原稿の第一次刊行権を有し、版下は委員会に帰属する。
- 3 著者は、紀要に掲載された論文の全部または一部を複製、転載の形で利用することができる。ただし、その場合にはあらかじめ文書によって委員会の了承を経て、紀要掲載論文である旨を明記しなければならない。
- 4 紀要掲載論文は、本学ホームページおよび北陸大学機関リポジトリに掲載するため、当該論文等に第三者の著作物（図版・図表等）が含まれる場合は、著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

(別刷)

第9条 投稿者が別刷を希望する場合には20部までは無償とする。

(紀要刊行後の正誤・訂正)

第10条 紀要刊行後、著者が正誤・訂正を行いたいときは、著者が委員会に申し出なければならない。原則として、ホームページ上、及び北陸大学機関リポジトリに正誤表として掲載するものとする。

(申し合わせ事項の改正)

第11条 この申し合わせ事項の改正は、図書館委員会の審議による。

<付記>

1. 掲載論文等は北陸大学機関リポジトリに公開を行う。

附 則 (平成22年6月18日制定 第2回学術資料委員会)

この申し合わせ事項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月17日一部改正 第5回学術資料委員会)

この申し合わせ事項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月11日一部改正 第2回学術資料委員会)

この申し合わせ事項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月15日一部改正 第5回図書館委員会)

この申し合わせ事項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月17日一部改正 第6回図書館委員会)

この申し合わせ事項は、平成30年5月18日から施行する。

附 則 (2019(令和元)年10月24日一部改正 第7回図書館委員会)

この申し合わせ事項は、2020(令和元)年10月24日から施行する。

附 則 (2020(令和2)年5月18日一部改正 第2回図書館委員会)

この申し合わせ事項は、2020(令和2)年5月18日から施行する。

附 則 (2020(令和2)年10月20日一部改正 第6回図書館委員会)

この申し合わせ事項は、2020(令和2)年10月20日から施行する。